平成 18 年 3 月 31 日

岩手県知事 増 田 寛 也

岩手県規則第94号

県営住宅等条例施行規則の一部を改正する規則

県営住宅等条例施行規則(平成9年岩手県規則第65号)の一部を次のように改正する。

本則及び様式中次の表の左側に掲げる字句等(同表の中欄に掲げる規定又は様式に規定するものに限る。)は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句等に改める。

		1
地方振興局長	第5条、第6条第2項及び第3項、第8条第1項、第10条第2項、第11条第	局長
	2項、第12条第3項及び第5項、第13条第1項及び第2項、第14条第2項、	
	第 15 条第 1 項、第 17 条第 2 項、第 18 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項、第 19	
	条第2項、第24条、第29条、第30条、第33条第2項並びに第34条第1項	
所管地方振興局長	第8条第2項、第3項及び第4項、第9条、第10条第1項、第11条第1項、	所管する局長
	第 12 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項、第 14 条第 1 項、第 16 条、第 17 条第 1	
	項、第 18 条第 3 項、第 19 条第 1 項、第 21 条第 1 項及び第 2 項、第 23 条、	
	第28条、第33条第1項並びに第35条	
名あて人又は発信人	様式第4号から様式第11号まで、様式第13号から様式第18号まで、様式第	「振興局長」
の意味で用いられて	20 号、様式第 23 号から様式第 31 号まで及び様式第 33 号から様式第 37 号ま	
いる「地方振興局長」	で	

改正前	改正後	
目次	目次	
第1章~第4章 [略]	第1章~第4章 [略]	
第5章 雑則(第36条)		
附則	附則	
(入居の申込み)	(入居の申込み)	
第2条 条例第6条の規定により県営住宅に入居しようとする	第2条 条例第6条の規定により県営住宅に入居しようとする	
者は、県営住宅入居申込書(様式第1号)に次に掲げる書類を	者は、県営住宅入居申込書(様式第1号)に次に掲げる書類を	
添えて <u>所管地方振興局長</u> に提出しなければならない。	添えて所管する広域振興局長又は地方振興局長(以下「局長」	
	<u>という。)</u> に提出しなければならない。	
(1)~(4) [略]	(1)~(4) [略]	
	(5) 公営住宅法施行令(昭和26年政令第240号)第6条第1	
	項第2号に該当する者にあっては、別に定める単身入居の入	
	居者資格認定のための申立書	
(公開抽せん)	(公開抽せん)	
第3条 <u>地方振興局長</u> は、条例第7条第2項の規定による公開抽	第3条 条例第50条に規定する指定管理者(以下「指定管理者」	
せんを行う場合は、入居申込者に対し、県営住宅抽せん券(様	<u>という。)</u> は、条例第7条第2項の規定による公開抽せんを行	
式第2号)を交付するものとし、公開抽せんを行う3日前まで	う場合は、入居申込者に対し、県営住宅抽せん券(様式第2号)	
に、その日時、場所及び方法を通知する。	を交付するものとし、公開抽せんを行う3日前までに、その日	
	時、場所及び方法を通知する。	

(老人等の要件)

- 第4条 条例第7条第3項に規定する老人、心身障害者又は配偶第4条 条例第7条第3項に規定する老人、心身障害者又は配偶 者からの暴力の被害者の要件は、次のとおりとする。
 - (1) (2) 「略]
 - (3) 配偶者からの暴力の被害者 次に掲げる要件のいずれ かに該当する者であること。
 - ア 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法 律(平成13年法律第31号)第1条第1項に規定する配偶者 からの暴力(以下「配偶者からの暴力」という。)を受け た者で、その配偶者が同法第10条の規定による保護命令を 受けているもの
 - イ 配偶者からの暴力を理由として、福祉総合相談センター 若しくは婦人相談所において配偶者からの暴力の防止及 び被害者の保護に関する法律第3条第3項第3号に規定 する一時保護を受け、又は婦人保護施設若しくは母子生活 支援施設に入所した者

(入居の期日)

第7条 前条の規定による入居の手続を終えた者は、地方振興局第7条 前条の規定による入居の手続を終えた者は、局長の指定 て所管地方振興局長の承認を得なければならない。

(利用の期日)

第31条 条例第40条第1項の規定により許可を受けた者は、地方第31条 条例第40条第1項の規定により許可を受けた者は、局長 振興局長の指定する日までに利用を開始しなければならない。 は、その旨を申し出て所管地方振興局長の承認を得なければな」旨を申し出て所管する局長の承認を得なければならない。 らない。

第5章 雜則

(管理の委託)

- 第36条 条例第50条の規定により財団法人岩手県建築住宅セン ターに委託する事務は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 県営住宅及び共同施設の保全、修繕及び改良に関するこ
 - (2) 居住環境の整備に関すること。
 - (3) 県営住宅の入居及び退去並びに駐車場の利用に係る事務 に関すること。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、知事が特に必要と認める事 務に関すること。
- 2 管理を委託する県営住宅等は、別表のとおりとする。 別表(第36条関係)

(老人等の要件)

- 者からの暴力の被害者の要件は、次のとおりとする。
- (1)・(2) 「略]
- (3) 配偶者からの暴力の被害者 次に掲げる要件のいずれ かに該当する者であること。
 - ア 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法 律(平成13年法律第31号)(以下「配偶者暴力防止等法」 という。)第3条第3項第3号の規定による一時保護又は 同法第5条の規定による保護若しくは母子生活支援施設 による保護が終了した日から起算して5年を経過してい ない者
 - イ 配偶者暴力防止等法第10条第1項の規定により裁判所 がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を 生じた日から起算して5年を経過しないもの

(入居の期日)

長の指定する日までに入居しなければならない。ただし、特別 する日までに入居しなければならない。ただし、特別の理由に の理由によりその日までに入居できない者は、その旨を申し出しよりその日までに入居できない者は、その旨を申し出て所管す る局長の承認を得なければならない。

(利用の期日)

の指定する日までに利用を開始しなければならない。ただし、 ただし、特別の理由によりその日までに利用を開始できない者 特別の理由によりその日までに利用を開始できない者は、その

県営住宅等の名称
県営加賀野アパート
県営仙北アパート <u></u>
県営青山アパート
県営みたけアパート
県営備後第1アパート
県営備後第2アパート
県営つつじが丘アパート <u></u>
県営岩脇緑ヶ丘アパート <u></u>
県営松園アパート
県営松園東アパート
県営松園西アパート
県営松園北アパート
県営湯沢アパート
県営みたけ北アパート <u></u>
県営境田アパート <u></u>
県営夕顔瀬アパート
県営厨川アパート <u></u>
県営上堂アパート
県営緑が丘アパート <u></u>
県営厨川北アパート
県営月が丘アパート <u></u>
式第1号

様式第1号

(表)

「略

地方振興局長 様

略

[略]

備考 [略]

(裏)

現在居住している住宅の位置図 現在居住している住宅の間取り図 [略]

申込みに当たっての注意事項

- 1 「略
- 2 住宅の困窮事情等をお聞きしますので、なるべく本人又 は家族の方がおいでください。

様式第1号

(表)

「即久

振興局長 様

[略]

[略]

備考 [略]

(裏)

現在居住している住宅の位置図 現在居住している住宅の間取り図 ※ 住宅困窮事情1に該当する※ 住宅困窮事情3に該当する場場合に記入してください。 合に記入してください。

[略]

申込みに当たっての注意事項

1 [略]

3 次の書類を添付してください。

 $(1)\sim(5)$ [略]

様式第2号(第3条関係)

「略]

岩 手 県 印

様式第3号(第5条関係)

(表)

[略]

地方振興局長 氏 名 印

[略]

(裏)

「略]

(同居者の異動)

第9条 入居者は、出生、死亡、転出等により同居者に異動があったときは、速やかに、県営住宅同居者異動届(様式)第6号)を所管地方振興局長に提出しなければならない。

様式第 12 号 (第 12 条関係)

[略]

地方振興局長 氏 名 印

[略]

付記 この認定について、この通知書を受け取った日の翌日 から起算して 30 日以内に<u>当地方振興局長</u>に対し、意見 を述べることができます。

様式第 19 号 (第 17 条関係)

「略]

地方振興局長 様

「略]

県営住宅用途変更(模様替え、増築)承認申請書 次のとおり用途変更(模様替え、増築)したいので、承認 されるよう申請します。

なお、施工に際しては住宅の構造に影響を与えないよう配慮し、退去のときは現状に復し、又は<u>地方振興局長</u>の承認を受けて無償で提供することとし、申請部分について権利金その他一切の権利は、設定しません。

[略]

様式第 21 号 (第 18 条関係)

[略]

地方振興局長 氏 名 印

2 次の書類を添付してください。

 $(1)\sim(5)$ [略]

(6) 障害のある方が、単身で入居しようとする場合は、

単身入居の入居者資格認定のための申立書

様式第2号(第3条関係)

「略]

指定管理者

印

様式第3号(第5条関係)

(表)

「略]

振興局長 氏 名 印

[略]

(裏)

「略]

(同居者の異動)

第9条 入居者は、出生、死亡、転出等により同居者に異動があったときは、速やかに、県営住宅同居者異動届(様式 第6号)を所管する局長に提出しなければならない。

様式第 12 号(第 12 条関係)

「略]

振興局長 氏 名 印

[略]

付記 この認定について、この通知書を受け取った日の翌日から起算して30日以内に<u>当職</u>に対し、意見を述べることができます。

様式第 19 号(第 17 条関係)

「略]

振興局長 様

「略]

県営住宅用途変更(模様替え、増築)承認申請書 次のとおり用途変更(模様替え、増築)したいので、承認 されるよう申請します。

なお、施工に際しては住宅の構造に影響を与えないよう配 慮し、退去のときは現状に復し、又は<u>貴職</u>の承認を受けて無 償で提供することとし、申請部分について権利金その他一切 の権利は、設定しません。

[略]

様式第 21 号 (第 18 条関係)

[略]

振興局長 氏 名 印

「略]

付記 この認定について、この通知書を受け取った日の翌日 から起算して30日以内に<u>当地方振興局長</u>に対し、意見を 述べることができます。

様式第 22 号 (第 18 条関係)

「略]

地方振興局長 氏 名 印

[略]

付記 この認定について、この通知書を受け取った日の翌日 から起算して 30 日以内に<u>当地方振興局長</u>に対し、意見 を述べることができます。

様式第 32 号 (第 29 条関係)

駐車場抽せん券

[略]

岩 手 県 印

「略]

付記 この認定について、この通知書を受け取った日の翌日から起算して30日以内に<u>当職</u>に対し、意見を述べることができます。

様式第 22 号 (第 18 条関係)

「略]

振興局長 氏 名 印

「略]

付記 この認定について、この通知書を受け取った日の翌日から起算して30日以内に<u>当職</u>に対し、意見を述べることができます。

様式第 32 号 (第 29 条関係)

駐車場抽せん券

[略]

指定管理者 印

備考 改正部分は、下線の部分である。

附則

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の県営住宅等条例施行規則に定める様式は、この規則の施行の日以後に提出し、又は交付する申込書等又は許可書について適用し、同日前に提出し、又は交付した申込書等又は許可書等については、なお従前の例による。